

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則……………（競馬事業室）	82
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	82
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	82
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	83
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	83
○土地収用法による土地の立入りの通知……………（建設部総務課）	83
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	84
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	85
公 表	
○水防法による洪水浸水想定区域の指定……………（維持管理防災課）	86
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	86
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	88
道労働委員会訓令	
○北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令……………	91

規 則
北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月19日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第16号 北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。 第78条第5項中「を電話」を「を電話その他の通信手段（以下この項及び第7項において

「電話等」という。）」に、「電話その他の通信手段」を「電話等」に、「をいう。」を「をいう。第7項及び」に、「電話投票契約」を「電話等投票契約」に改め、同条に次の3項を加える。

7 電話等投票契約を締結した者又はその家族その他の知事が定める者は、申請により、本人の電話等による勝馬投票券の購入の申込みを受け付けないこと（以下この条において「申込拒否」という。）について知事の認定を受けることができる。

8 知事は、前項の規定による申請について申込拒否を相当と認めるときは、同項の認定をするものとする。

9 投票委員は、第7項の認定に係る本人に対して申込拒否を行う。
第80条第3項中「電話投票契約」を「電話等投票契約」に改める。
第87条第2項中「及び次条第2項」を「、次条第2項及び第88条の2第1項」に改める。
第88条の次に次の1条を加える。
（入場制限）

第88条の2 競馬場への自らの入場の制限を希望する者又は本人の家族その他の知事が定める者は、申請により、本人の競馬場への入場を制限すること（次項及び第3項において「入場制限」という。）について知事の認定を受けることができる。

2 知事は、前項の規定による申請について入場制限を相当と認めるときは、同項の認定をするものとする。

3 整理委員は、第1項の認定に係る本人に対して入場制限を行う。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示
北海道告示第185号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、平成31年3月20日から20日間、一般の縦覧に供する。 平成31年3月19日 北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所 有 珠 山 麓 農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、除礫、農用地造成 北海道胆振総合振興局 南平和第2 農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除礫 北海道十勝総合振興局
北海道告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 江別市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び江別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第187号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成31年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を礼文町役場の掲示場に掲示した。

平成31年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成31年北海道告示第133号
- 2 所在が不明な者 向瀬 雅之

北海道告示第189号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成31年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起業者の名称 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 2 事業の種類 北海道新幹線建設工事及び附帯工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 北斗市市渡、村山及び中山
檜山郡厚沢部町字峠下
二海郡八雲町上の湯、わらび野、桜野、浜松、熱田、大新、春日、立岩、花浦、山崎及び黒岩
山越郡長万部町字豊津、字豊野、字国縫、字花岡、字中ノ沢、字平里、字大浜、字長万部、字旭浜、字栄原、字共立及び字静狩
寿都郡黒松内町字東栄、字大成及び字東川
磯谷郡蘭越町字川上及び字立川
虻田郡豊浦町字新富
虻田郡ニセコ町字桂台、字西富、字絹丘、字黒川、字宮田、字里見、字元町、字有島及び字羊蹄
虻田郡倶知安町字比羅夫、字高砂、字岩尾別、南6条西3丁目、南4条西4丁目、南3条西4丁目、北3条西4丁目、北4条西4丁目、北6条西4丁目、北7条西4丁目、字琴平、字高見及び字末広
余市郡仁木町字尾根内
余市郡赤井川村字曲川、字明治、字都及び字落合
余市郡余市町字栄町
小樽市塩谷5丁目、天狗山1丁目、天狗山2丁目、天神2丁目、天神3丁目、奥沢5丁目、真栄2丁目、朝里川温泉1丁目、朝里川温泉

2丁目、新光町、春香町、桂岡町、見晴町及び星野町

札幌市手稲区手稲金山、手稲本町、手稲富丘、富丘6条4丁目、富丘5条4丁目、富丘4条4丁目、富丘4条3丁目、富丘3条3丁目、富丘2条3丁目、富丘2条2丁目、西宮の沢4条4丁目、西宮の沢3条3丁目、西宮の沢2条3丁目、西宮の沢2条2丁目及び西宮の沢2条1丁目

札幌市西区発寒9条14丁目、発寒9条13丁目、発寒10条13丁目、発寒10条12丁目、発寒10条11丁目、発寒10条6丁目、発寒10条5丁目、発寒10条4丁目、発寒10条3丁目、発寒10条2丁目、発寒10条1丁目、八軒1条西4丁目、八軒1条西3丁目、八軒1条西2丁目、八軒1条西1丁目、琴似2条1丁目、琴似1条1丁目、二十四軒4条1丁目、二十四軒3条1丁目及び二十四軒2条1丁目

札幌市中央区北14条西20丁目、北14条西19丁目、北13条西19丁目、北13条西18丁目、北12条西17丁目、北11条西16丁目、北10条西15丁目、北10条西14丁目、北9条西14丁目、北9条西13丁目、北8条西13丁目、北8条西12丁目、北7条西12丁目、北7条西11丁目、北6条西10丁目、北5条西9丁目、北5条西8丁目、北5条西7丁目、北5条西6丁目、北5条西5丁目、北5条西4丁目、北5条西3丁目、北5条西2丁目、北5条西1丁目、北5条東1丁目、北5条東2丁目、北5条東3丁目、北4条東4丁目、北4条東5丁目、北4条東6丁目、北4条東7丁目、北4条東8丁目、北3条東9丁目、北3条東10丁目及び北3条東11丁目

札幌市北区北6条西6丁目、北6条西5丁目、北6条西4丁目、北6条西3丁目、北6条西2丁目及び北6条西1丁目

4 立 入 期 間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

北海道告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成31年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
我路町（0-24-24）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

美唄市字美唄（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
我路（0-25-25）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
美唄市字美唄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
活平の沢川（Ⅱ-85-0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字活平（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
カケス沢川（Ⅱ-85-0140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字川上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恩根内沢川（Ⅱ-85-0150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字恩根内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
富川一の沢川（Ⅱ-85-0170）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字富川（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
常室の沢川（Ⅱ-85-0190）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字常豊（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
石岡沢川（Ⅰ－85－0220）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字厚内、字オコツペ、字上厚内、字上厚内本通（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
浦幌南町川（Ⅰ－85－0230）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字南町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
帯富一の沢川（Ⅲ－85－004）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字帯富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
北町の沢川（Ⅲ－85－005）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字北町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成31年3月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
川流布一の沢川（Ⅱ－85－0160）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字川流布（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
ルシン温泉沢川（Ⅰ－85－0180）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字留真（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
高田の沢川（Ⅰ－85－0250）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字チブネオコツペ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦幌帯富1（Ⅰ－8－68－2714）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
十勝郡浦幌町字帯富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

浦幌東山1（Ⅰ－8－69－2715） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字東山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌チブネオコッペ（Ⅰ－8－71－2717） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字チブネオコッペ（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌十勝太1（Ⅰ－8－72－2718） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字十勝太（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌東山2（Ⅰ－8－86－3149） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字東山町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌常富（Ⅱ－8－80－2087） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字常豊（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌帯富3（Ⅱ－8－81－2088） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字帯富（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	公 表
	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 「次のとおり」は、省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。 平成31年3月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 水 系 名 河 川 名 関 覧 場 所 二級河川厚沢部川 厚沢部川 北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課及び江差出張所 同 安野呂川 同 同 鶉 川 同 二級河川天野川 天 野 川 同 二 級 河 川 姫 川 姫 川 同
	総合振興局告示及び振興局告示
	北海道上川総合振興局告示第1010号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月19日

北海道上川総合振興局長 佐藤 卓也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
A重油（旭川地区その1） 174,250リットル
- (2) 調達をする物品等の仕様等 JIS規格 1種2号
- (3) 契約期間 契約を締結した日から平成32年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 燃料の発注を受けた日から3日以内に燃料の納入が可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成31年3月19日（火）から同年4月2日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課需品係）
- (2) 入札日時 平成31年4月9日（火）午前10時30分（送付による場合は、同月8日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名称及び数量 A重油（富良野地区、士別地区） 25,800リットル
イ 予定時期 平成31年8月頃
- (2)ア 名称及び数量 A重油（旭川地区） 478,250リットル
イ 予定時期 平成32年2月頃
(1)及び(2)について、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道上川総合振興局総務課需品係

(2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 (3) 電話番号 0166-46-5907 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Fuel oil A (JIS class 1, No.2) Approximately 174,250 liters B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 9, 2019 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 8, 2019) C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan Phone : 0166-46-5907	<table> <tr><td>(17) ダイフェン配合錠</td><td>7箱</td></tr> <tr><td>(18) ブロムヘキシン塩酸塩吸入液0.2%「タイヨー」</td><td>245箱</td></tr> <tr><td>(19) メトグルコ錠250mg</td><td>46箱</td></tr> <tr><td>(20) リリカOD錠25mg</td><td>30箱</td></tr> <tr><td>(21) 注射用ソル・メルコート125</td><td>33箱</td></tr> <tr><td>(22) ツムラ五苓散エキス顆粒（医療用）</td><td>10箱</td></tr> <tr><td>(23) アミティーザカプセル24μg</td><td>66箱</td></tr> <tr><td>(24) エピベン注射液0.3mg</td><td>6箱</td></tr> <tr><td>(25) シムビコートタービュヘイラー60吸入</td><td>14箱</td></tr> <tr><td>(26) シュアポスト錠0.25mg</td><td>4箱</td></tr> <tr><td>(27) バクトロバン鼻腔用軟膏2%</td><td>2箱</td></tr> <tr><td>(28) ピペラシリンナトリウム注射用1g日医工</td><td>53箱</td></tr> <tr><td>(29) フラジール錠250mg</td><td>5箱</td></tr> <tr><td>(30) プロスタンディン軟膏0.003%</td><td>60箱</td></tr> <tr><td>(31) メルカゾール錠5mg</td><td>12箱</td></tr> <tr><td>(32) ロクロニウム臭化物静注液50mg/5.0ml「マルイシ」</td><td>57箱</td></tr> <tr><td>(33) 注射用水「フソー」</td><td>15箱</td></tr> <tr><td>(34) 沈降破傷風トキソイドキット「タケダ」</td><td>50箱</td></tr> <tr><td>(35) スチックゼノールA</td><td>7箱</td></tr> </table>	(17) ダイフェン配合錠	7箱	(18) ブロムヘキシン塩酸塩吸入液0.2%「タイヨー」	245箱	(19) メトグルコ錠250mg	46箱	(20) リリカOD錠25mg	30箱	(21) 注射用ソル・メルコート125	33箱	(22) ツムラ五苓散エキス顆粒（医療用）	10箱	(23) アミティーザカプセル24μg	66箱	(24) エピベン注射液0.3mg	6箱	(25) シムビコートタービュヘイラー60吸入	14箱	(26) シュアポスト錠0.25mg	4箱	(27) バクトロバン鼻腔用軟膏2%	2箱	(28) ピペラシリンナトリウム注射用1g日医工	53箱	(29) フラジール錠250mg	5箱	(30) プロスタンディン軟膏0.003%	60箱	(31) メルカゾール錠5mg	12箱	(32) ロクロニウム臭化物静注液50mg/5.0ml「マルイシ」	57箱	(33) 注射用水「フソー」	15箱	(34) 沈降破傷風トキソイドキット「タケダ」	50箱	(35) スチックゼノールA	7箱
(17) ダイフェン配合錠	7箱																																						
(18) ブロムヘキシン塩酸塩吸入液0.2%「タイヨー」	245箱																																						
(19) メトグルコ錠250mg	46箱																																						
(20) リリカOD錠25mg	30箱																																						
(21) 注射用ソル・メルコート125	33箱																																						
(22) ツムラ五苓散エキス顆粒（医療用）	10箱																																						
(23) アミティーザカプセル24μg	66箱																																						
(24) エピベン注射液0.3mg	6箱																																						
(25) シムビコートタービュヘイラー60吸入	14箱																																						
(26) シュアポスト錠0.25mg	4箱																																						
(27) バクトロバン鼻腔用軟膏2%	2箱																																						
(28) ピペラシリンナトリウム注射用1g日医工	53箱																																						
(29) フラジール錠250mg	5箱																																						
(30) プロスタンディン軟膏0.003%	60箱																																						
(31) メルカゾール錠5mg	12箱																																						
(32) ロクロニウム臭化物静注液50mg/5.0ml「マルイシ」	57箱																																						
(33) 注射用水「フソー」	15箱																																						
(34) 沈降破傷風トキソイドキット「タケダ」	50箱																																						
(35) スチックゼノールA	7箱																																						
道立病院局告示																																							
北海道道立病院局告示第9号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成31年3月19日 北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛 1 落札に係る物品等の名称（1包装当たりの単価）及び調達予定数量 <table> <tr><td>(1) アラミスト点鼻液27.5μg56噴霧用</td><td>17箱</td></tr> <tr><td>(2) エビリファイOD錠6mg</td><td>7箱</td></tr> <tr><td>(3) ツムラ大建中湯エキス顆粒（医療用）</td><td>28箱</td></tr> <tr><td>(4) ノルアドリナリン注1mg</td><td>29箱</td></tr> <tr><td>(5) バルギン消泡内用液2%</td><td>12箱</td></tr> <tr><td>(6) フラジール内服錠250mg</td><td>5箱</td></tr> <tr><td>(7) プロナーゼMS</td><td>4箱</td></tr> <tr><td>(8) モサプリドクエン酸塩錠5mg「テバ」</td><td>40箱</td></tr> <tr><td>(9) ラミクタール錠100mg</td><td>4箱</td></tr> <tr><td>(10) ランマーク皮下注120mg</td><td>13箱</td></tr> <tr><td>(11) レバミピド錠100mg「オーツカ」</td><td>18箱</td></tr> <tr><td>(12) 大塚食塩注10%</td><td>11箱</td></tr> <tr><td>(13) アセリオ静注液 1000mgバッグ 100ml</td><td>78箱</td></tr> <tr><td>(14) クラリスロマイシンDS小児用10%「タカタ」</td><td>5箱</td></tr> <tr><td>(15) ゼプリオン水懸筋注100mgシリンジ</td><td>68箱</td></tr> <tr><td>(16) ソルデム1輸液</td><td>6箱</td></tr> </table>	(1) アラミスト点鼻液27.5μg56噴霧用	17箱	(2) エビリファイOD錠6mg	7箱	(3) ツムラ大建中湯エキス顆粒（医療用）	28箱	(4) ノルアドリナリン注1mg	29箱	(5) バルギン消泡内用液2%	12箱	(6) フラジール内服錠250mg	5箱	(7) プロナーゼMS	4箱	(8) モサプリドクエン酸塩錠5mg「テバ」	40箱	(9) ラミクタール錠100mg	4箱	(10) ランマーク皮下注120mg	13箱	(11) レバミピド錠100mg「オーツカ」	18箱	(12) 大塚食塩注10%	11箱	(13) アセリオ静注液 1000mgバッグ 100ml	78箱	(14) クラリスロマイシンDS小児用10%「タカタ」	5箱	(15) ゼプリオン水懸筋注100mgシリンジ	68箱	(16) ソルデム1輸液	6箱	2 落札を決定した日 平成31年2月18日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)から(12)まで ア 氏 名 株式会社モロオ イ 住 所 札幌市中央区北3条西15丁目1番50 (2) 1の(13)から(21)まで ア 氏 名 株式会社ほくやく イ 住 所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5 (3) 1の(22) ア 氏 名 東邦薬品株式会社 イ 住 所 東京都世田谷区代沢5丁目2番1号 (4) 1の(23)から(34)まで ア 氏 名 株式会社スズケン イ 住 所 愛知県名古屋市中区東片端町8番地 (5) 1の(35)						
(1) アラミスト点鼻液27.5μg56噴霧用	17箱																																						
(2) エビリファイOD錠6mg	7箱																																						
(3) ツムラ大建中湯エキス顆粒（医療用）	28箱																																						
(4) ノルアドリナリン注1mg	29箱																																						
(5) バルギン消泡内用液2%	12箱																																						
(6) フラジール内服錠250mg	5箱																																						
(7) プロナーゼMS	4箱																																						
(8) モサプリドクエン酸塩錠5mg「テバ」	40箱																																						
(9) ラミクタール錠100mg	4箱																																						
(10) ランマーク皮下注120mg	13箱																																						
(11) レバミピド錠100mg「オーツカ」	18箱																																						
(12) 大塚食塩注10%	11箱																																						
(13) アセリオ静注液 1000mgバッグ 100ml	78箱																																						
(14) クラリスロマイシンDS小児用10%「タカタ」	5箱																																						
(15) ゼプリオン水懸筋注100mgシリンジ	68箱																																						
(16) ソルデム1輸液	6箱																																						

ア 氏 名 株式会社メディセオ
イ 住 所 東京都中央区八重洲2丁目7番15号

4 落札金額

(1) アラミスト点鼻液27.5 μ g56噴霧用	1,682円
(2) エビリファイOD錠6mg	11,180円
(3) ツムラ大建中湯エキス顆粒（医療用）	1,713円
(4) ノルアドリナリン注1mg	819円
(5) バルギン消泡内用液2%	848円
(6) フラジール内服錠250mg	3,221円
(7) プロナーゼMS	7,040円
(8) モサプリドクエン酸塩錠5mg「テバ」	898円
(9) ラミクタール錠100mg	28,143円
(10) ランマーク皮下注120mg	41,691円
(11) レバミピド錠100mg「オーツカ」	780円
(12) 大塚食塩注10%	4,306円
(13) アセリオ静注液 1000mgバッグ 100ml	5,800円
(14) クラリスロマイシンDS小児用10%「タカタ」	3,630円
(15) ゼプリオン水懸筋注100mgシリンジ	42,220円
(16) ソルデム1輸液	3,380円
(17) ダイフェン配合錠	1,580円
(18) プロムヘキシソリン塩酸塩吸入液0.2%「タイヨー」	303円
(19) メトグルコ錠250mg	864円
(20) リリカOD錠25mg	5,884円
(21) 注射用ソル・メルコート125	1,437円
(22) ツムラ五苓散エキス顆粒（医療用）	1,340円
(23) アミティーザカプセル24 μ g	11,000円
(24) エピベン注射液0.3mg	9,496円
(25) シムピコートタービュヘイラー60吸入	5,187円
(26) シュアポスト錠0.25mg	3,000円
(27) バクトロバン鼻腔用軟膏2%	7,512円
(28) ピペラシリンナトリウム注射用1g日医工	1,250円
(29) フラジール錠250mg	2,002円
(30) プロスタンディン軟膏0.003%	443円
(31) メルカゾール錠5mg	858円
(32) ロクロニウム臭化物静注液50mg／5.0ml「マルイシ」	3,600円

(33) 注射用水「フソー」	2,750円
(34) 沈降破傷風トキソイドキット「タケダ」	553円
(35) スチックゼノールA	1,719円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年1月8日付け北海道道立病院局告示第1号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道道立病院局告示第10号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年3月19日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 随意契約に係る物品等の名称（1包装当たりの単価）及び調達予定数量

(1) イグザレト錠10mg	8箱
(2) ニフレック配合内用剤（バッグ）	7箱
(3) ニューモバックスNP	44箱
(4) ホスレノールOD錠250mg	18箱
(5) ロナセン錠4mg	10箱
(6) アコファイド錠100mg	5箱
(7) イフェクサーSRカプセル37.5mg	3箱
(8) エクセグラン散20%	14箱
(9) オノアクト点滴静注用50mg	20箱
(10) ケナコルト-A筋注用関節腔内用水懸注40mg／1ml	5箱
(11) コアベータ静注用12.5mg	8箱
(12) ダイアアップ坐剤6	9箱
(13) テルモ生食	21箱
(14) フィジオ140輸液	19箱
(15) プラリア皮下注60mgシリンジ	82箱
(16) マイコスボールクリーム1%	5箱
(17) ミオコールスプレー0.3mg	8箱
(18) リスパダールコンスタ筋注50mg	72箱
(19) オリブ油「日医工」	14箱

(20)	ガストログラフィン経口・注腸用100m l	125箱
(21)	カロナール錠200	120箱
(22)	ザイザルシロップ0.05%	22箱
(23)	ベネトリン吸入液0.5%	124箱
(24)	ボナロン点滴静注バッグ900μg	24箱
(25)	ライゾデグ配合注 フレックスタッチ	12箱
(26)	アナペイン注7.5mg/m l	17箱
(27)	アブストラル舌下錠100μg	2箱
(28)	イオプロミド370注シリンジ100m l「F R I」	30箱
(29)	エルカルチンF F 静注1000mg シリンジ	151箱
(30)	キサラタン点眼液0.005%	2箱
(31)	テルミサルタン錠40mg「D S E P」	7箱
(32)	ドブスOD錠100mg	3箱
(33)	トレーランG液75G	3箱
(34)	パキシルC R錠12.5mg	2箱
(35)	ビタメジン静注用	8箱
(36)	フェブリク錠10mg	14箱
(37)	プロタミン硫酸塩静注100mg「モチダ」	7箱
(38)	ヘパリンNaロック用10単位/m l シリンジ「オーツカ」10m l	860箱
(39)	ボルタレンサボ25mg	11箱
(40)	マーカイン注脊麻用0.5%高比重	3箱
(41)	ミノサイクリン塩酸塩錠100mg「サワイ」	9箱
(42)	ミヤBM細粒	3箱
(43)	リスパダールコンスタ筋注25mg	26箱
(44)	リスベリドン細粒1%「ヨシトミ」	2箱
(45)	ツムラ六君子湯エキス顆粒（医療用）	36箱
(46)	フルデカシン筋注25mg	139箱
(47)	ポビドンヨードスクラブ液7.5%「明治」	40箱
(48)	リスベリドン内用液1mg/m l「ヨシトミ」	19箱
(49)	大塚生食注100m l	82箱
(50)	大塚生食注250m l	5箱

2 随意契約の相手方を決定した日

平成31年2月25日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(5)まで

ア 氏 名 株式会社モロオ
イ 住 所 札幌市中央区北3条西15丁目1番50
(2) 1の(6)から(18)まで
ア 氏 名 株式会社ほくやく
イ 住 所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5
(3) 1の(19)から(25)まで
ア 氏 名 東邦薬品株式会社
イ 住 所 東京都世田谷区代沢5丁目2番1号
(4) 1の(26)から(44)まで
ア 氏 名 株式会社スズケン
イ 住 所 愛知県名古屋市東区東片端町8番地
(5) 1の(45)から(50)まで
ア 氏 名 株式会社メディセオ
イ 住 所 東京都中央区八重洲2丁目7番15号

4 随意契約に係る契約金額

(1)	イグザレルト錠10mg	33,438円
(2)	ニフレック配合内用剤（バッグ）	8,867円
(3)	ニューモバックスNP	4,166円
(4)	ホスレノールOD錠250mg	14,350円
(5)	ロナセン錠4mg	12,459円
(6)	アコファイド錠100mg	3,236円
(7)	イフェクサーSRカプセル37.5mg	13,118円
(8)	エクセグラン散20%	4,625円
(9)	オノアクト点滴静注用50mg	21,882円
(10)	ケナコルトーA筋注用関節腔内用水懸注40mg/m l	7,261円
(11)	コアベータ静注用12.5mg	12,240円
(12)	ダイアップ坐剤6	2,994円
(13)	テルモ生食	2,111円
(14)	フィジオ140輸液	3,060円
(15)	プラリア皮下注60mg シリンジ	25,740円
(16)	マイコスボールクリーム1%	2,269円
(17)	ミオコールスプレー0.3mg	1,486円
(18)	リスパダールコンスタ筋注50mg	34,000円
(19)	オリブ油「日医工」	925円
(20)	ガストログラフィン経口・注腸用100m l	1,260円

(21) カロナール錠200 620円 (22) ギイザルシロップ0.05% 2,806円 (23) ベネトリン吸入液0.5% 596円 (24) ボナロン点滴静注バッグ900μg 3,560円 (25) ライゾデグ配合注 フレックスタッチ 3,990円 (26) アナペイン注7.5mg/ml 7,880円 (27) アブストラル舌下錠100μg 20,318円 (28) イオプロミド370注シリンジ100ml「FRI」 26,600円 (29) エルカルチンFF静注1000mgシリンジ 9,012円 (30) キサラタン点眼液0.005% 12,955円 (31) テルミサルタン錠40mg「DSEP」 4,095円 (32) ドブスOD錠100mg 5,298円 (33) トレーランG液75G 3,723円 (34) パキシルCR錠12.5mg 10,183円 (35) ビタメジン静注用 5,207円 (36) フェブリク錠10mg 3,946円 (37) プロタミン硫酸塩静注100mg「モチダ」 6,085円 (38) ヘパリンNaロック用10単位/mlシリンジ「オーツカ」10ml 840円 (39) ボルタレンサボ25mg 1,794円 (40) マーカイン注脊麻用0.5%高比重 3,374円 (41) ミノサイクリン塩酸塩錠100mg「サワイ」 2,241円 (42) ミヤBM細粒 3,357円 (43) リスパダールコンスタ筋注25mg 21,288円 (44) リスベリドン細粒1%「ヨシトミ」 10,181円 (45) ツムラ六君子湯エキス顆粒（医療用） 1,785円 (46) フルデカシン筋注25mg 6,637円 (47) ポビドンヨードスクラブ液7.5%「明治」 945円 (48) リスベリドン内用液1mg/ml「ヨシトミ」 2,168円 (49) 大塚生食注100ml 1,161円 (50) 大塚生食注250ml 2,820円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	(1) 名称 北海道道立病院局経営改革課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目 道 労 働 委 員 会 訓 令 北海道労働委員会訓令第1号 北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成31年3月19日 北海道労働委員会会長 加藤 智 章 北海道労働委員会事務局事務取扱規程の一部を改正する訓令 北海道労働委員会事務局事務取扱規程（平成11年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第19条の2中「の事項」の次に「（次項において「重要な意思決定事項等」という。）を加え、同条に次の3項を加える。 2 事務局内の打合せ、事務局の外部の者との折衝等を含め、重要な意思決定事項等に係る政策立案並びに事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（第4項において「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。 3 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、主務課長等が確認するものとする。この場合において、文書の作成に関し、当該主務課長等より上位の職員から指示があったときは、当該職員の確認を経るものとする。 4 事務局の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、当該内容について当該打合せ等に出席した事務局の職員による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方（以下この項において「相手方」という。）の発言した部分等について相手方による確認等を経ることにより、文書の正確性を確保するものとする。この場合において、相手方の発言した部分等について記録を確定し難いときは、その旨を判別できるように記載するものとする。 第36条第1項中「作成し」の次に「、これを公表し」を加え、同条に次の2項を加える。 4 前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる文書の保存期間は、1年未満とすることができる。 (1) 正本又は原本が別に管理されているものの写し (2) 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等 (3) 出版物又は公表されている文書を編集したもの (4) 事務局の所掌事務に関する事実関係の問合せに対する応答に係るもの (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなったもの
---	--

(6) 意思決定の過程で作成した文書であって、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断されるもの

5 前項各号に掲げる文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む文書その他の合理的な跡付け又は検証に必要となる文書は、第3項本文の規定の例により1年以上の保存期間を設けなければならない。

第48条の次に次の1条を加える。

(保存期間を1年未満とする文書の特例)

第48条の2 保存期間を1年未満とする文書の管理については、この訓令（第1章、第11条、第13条から第15条まで、第30条、第31条、第35条、第36条及び第6章を除く。）の規定にかかわらず、事務局長が定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成31年3月19日から施行する。
